

ひとり親家庭のみなさんへ

お父さん、お母さん、 あなたとお子さんを応援します



新5年6月

神奈川県 福祉子どもみらい局 子ども家庭課

明るく健やかな毎日のために

相談の窓口について

支援員や 福祉事務所 ひとり親家庭等の方の 母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、生活や仕事、子育てなどの生活 一般について、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 自立に向けた相談窓口 (母子・父子自立支援員) お問合せ ●市 | 市福祉事務所 ●町村 | 県保健福祉事務所 生活や福祉全般に関する地域の 生活や福祉全般に関して、住民の視点で相談や支援を行っています。 相談相手(民生委員·児童委員) お問合せ 各地域の民生委員・児童委員(わからない場合は福祉事務所まで) 福祉全般に関する相談窓口 生活に困った方や子育て中の方、高齢の方、障害を持った方などの福 (福祉事務所) 祉全般に関する相談や支援を行っています。 お問合せ ●市 | 市福祉事務所 ●町村 | 県保健福祉事務所 ひとり親家庭の方の 母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、就業や養育費の取り決めなどに 就業に関する相談窓口 関する相談や支援を行っています。 (神奈川県母子家庭等就業・ お問合せ 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター 自立支援センター) TEL 0466-90-3601

各種手当や助成、給付金、貸付けについて

手当

児童扶養手当

所得制限あり、要申請

児童が18歳になった後の最初の3月(中程度以上の障害がある場合 は20歳未満)まで、母子・父子家庭の方などに手当が支給されます。 ただし、手当額を上回る公的年金(障害基礎年金等は子の加算部分の 額のみ)を受給している方には支給されません。

特別児童扶養手当

所得制限あり、要申請

精神・知的・身体障害などが中程度以上で、20歳未満の児童を養育 する方に手当が支給されます。

児童手当

所得制限あり、要申請

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

お問合せ、市役所、町村役場

母子家庭等 自立支援給付金 事業

自立支援教育訓練給付金

所得制限あり、要申請

母子・父子家庭の方が、職業能力開発のための教育訓練(雇用保険制度 などの指定講座)を受講**した場合、受講料の一部を支給します。 ※受講前に申請が必要です。

高等職業訓練促進給付金

所得制限あり、関申請

母子・父子家庭の方が看護師などの資格を取得するため、養成機関で 1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始 する場合は6月以上)修業をする場合、一定期間、給付金を支給します。

お問合せ●●市 | 市福祉事務所 (未実施の場合があります) ●町村 | 県保健福祉事務所

生活に関する 貸付け

母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や子どもの修学の ための資金貸付けを行っています。

お問合せ ●市 | 市福祉事務所 ●町村 | 県保健福祉事務所

生活福祉資金

所得制限あり、要申請

低所得世帯、障害を持った方や介助が必要な高齢の方がいる世帯の方 が、安定した生活を送るための資金の貸付けを行っています。

お問合せ
各地域の民生委員・児童委員(わからない場合は福祉事務 所まで)、各市町村の社会福祉協議会



さまざまな支援があります

医療費について

医療費助成制度 ひとり親家庭等 医療費助成制度

所得制限あり、要申請

母子・父子家庭の方などが医療機関で受診した場合、窓口で支払う保 険診療の自己負担分を助成します。

※お子さんの年齢制限があります。

小児医療費助成事業

お子さんが医療機関で受診し、他の医療費助成の対象とならない場合 に、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。

※お子さんの年齢制限があります。

お問合せ、市役所、町村役場

お子さんの教育費について

就学援助制度

義務教育就学援助

所得制限あり、要申請

お子さんが経済的な理由で小・中学校への就学が困難な場合、学用品 などの費用が支給されます。

お問合せ
市町村教育委員会、または在学する学校

高等学校等就学支援金

所得制限あり、要申請

公立高校などや私立高校などに在学する方で、保護者等の所得に基づ く基準額が一定未満 (年収約910万円未満) の場合、就学支援金が 支給されます。ただし、私立高校などの在学生は、保護者等の所得に より支給額が異なります。

※やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります。

私立高等学校等の学費補助

所得制限あり、要申請

県内の私立高校などに在学する方で、保護者の所得に基づく基準額が 一定未満(年収約750万円未満)の場合、学校を通じて入学金や授 業料補助が受けられます。さらに一定の要件を満たす多子世帯(年収 約750万円以上910万円未満)については、授業料の補助が受けら れます。高等学校等就学支援金との併用が可能です。なお、保護者の 会社都合による退職などで家計が急変した場合、小・中学校などの授 業料の補助制度もあります。

※保護者と生徒が県内在住の方が対象となります。

神奈川県高校生等奨学給付金

所得制限あり、要申請

生活保護(生業扶助)を受けているか、都道府県民税所得割額及び市 町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)で、高校生などがいる世 帯を対象に、授業料以外の教育費について奨学給付金を支給します。 ※家計が急変して非課税相当になった場合も含みます。

お問合せ ●公立高校など | 在学する学校、または県教育委員会財務課 (奨学給付金)TEL 045-210-8251 (就学支援金)TEL 045-210-8113

●私立高校など | 在学する学校、または県私学振興課 TEL 045-210-3793

神奈川県高等学校奨学金貸付け

所得制限あり、要申請

県内に在住し、県内の高等学校などに在学する方、または保護者が県 内に在住し、高等学校などに在学する方で、学資の援助を必要として いる生徒を対象に、奨学金を無利子で貸付けています。

お問合せを大学する学校、

または県教育委員会財務課 TEL 045-210-8251

(独法)

日本学生支援機構の奨学金

所得制限あり、要申請

経済的な理由で修学困難な状況にある、すぐれた資質を持つ大学生な どを対象に、奨学金の貸付けを行っています。また世帯収入の基準を 満たしている場合に受けられる給付型の奨学金もあります。給付型奨 学金の対象者は、併せて授業料・入学金も免除又は減額されます。

お問合せ 在学する学校

くらしについて

日常生活の支援 生活支援員の派遣

所得制限あり、要申請

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、一時的な病気などで家事や 育児などに困ったときに、生活支援員を派遣しています。

※一部有償になる場合があります。

お問合せ
・市 市福祉事務所
・町村 県保健福祉事務所

生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱え生活に困窮する方に対し、一人ひとりの状況に 合わせた支援を実施します。支援メニューの例として、就労支援 員による仕事探し等の支援、住居確保給付金 (離職・廃業から2 年以内又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況の 方に家賃相当額を3箇月間支給(所得制限及び上限あり))など があります。

お問合せ・市|市自立相談支援機関

町村 | 県自立相談支援機関

住まいや施設

公営住宅の当選率の優遇

所得制限あり、要申請

住宅で困っている母子・父子世帯の方については、公営住宅の入 居募集の際、当選率の優遇があります。

お問合せ・市・町営住宅 市役所、町役場

●県営住宅 | 県住宅営繕事務所 入居管理課 TEL 045-311-8105

母子生活支援施設

18歳未満のお子さんを養育し支援を必要とする母子家庭の方を 対象に、親子で入所し、自立のための生活支援を受けることがで きる施設があります。

お問合せの市 市福祉事務所 の町村 県保健福祉事務所

生活保護・年金について

牛活保護

生活保護制度

病気や事故、失業などで生活に困ったとき、その状況に応じて必 要な保護を受けることができます。支給される保護費の内容は、 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助 などです。

お問合せ ● 市 | 市福祉事務所 ● 町村 | 県保健福祉事務所

年金

遺族年金

(CHIEFE)

配偶者が死亡したとき、その方によって生計を支えられていた妻 や夫、または子に年金が支給されます。加入していた年金により、 遺族基礎年金、遺族厚生年金などの種類があります。

寡婦年金・死亡一時金

要申雇

第1号被保険者として保険料を10年以上納めた(免除期間を含 む) 夫が、老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合、妻に60 歳から65歳の間、寡婦年金が支給されます。また、保険料を3 年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けず に死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場 合、死亡一時金が支給されます。

国民年金保険料の免除

所得制限あり(要申請)

所得が少なく保険料の納付が困難な場合、申請により一定の基準 のもとに保険料の支払いが免除されます。

お問合せ 市役所、町村役場、または年金事務所 TEL 0570-05-1165





あなたに寄り添いささえます

- その他の制度について

JR定期乗車券の購入時の 割引き	児童扶養手当を受給している世帯の方や、生活保護世帯の方が JR通勤定期券を購入する場合、3割引となります。
	お問合せ ●母子・父子家庭 市役所・町村役場の福祉担当 ●生活保護世帯 市福祉事務所、または県保健福祉事務所
たばこの小売販売業の 許可基準の緩和	母子家庭や寡婦の方がたばこ小売販売業の申請をしたときは、許可基準を緩和して許可するよう配慮されています。
	お問合せ ●日本たばこ産業㈱ 各営業所
税の軽減 「所得制限あり」 要申請	母子・父子家庭や寡婦の方で、お子さんと生計を同じくしている 場合などは、所得税や住民税の控除をうけられる場合があります。
※詳細はお問合せ先にご確認下さい。	お問合せ ●所得税 各税務署 ●住民税 市役所または市町村役場の市民税課
水道料金などの減免 (選申局)	児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族基礎年金を受給している 方は、申請により県営水道の基本料金などが減免されます。ただ し、市町営水道などの区域では適用されない場合もあります。
	お問合せ、県企業庁水道局各営業所(支所)
非課税貯蓄制度(要申請)	遺族基礎年金、児童扶養手当などを受給している方は、預貯金な どの利子が一定の範囲で非課税になります。
	お問合せ 各金融機関





ひとり親家庭・総合支援情報サイト

「カナ・カモミール」

「カナ・カモミール」は、主に神奈川県内のひとり親家庭を対象として、 行政等の支援情報を提供します。

ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行います。

各種手当や助成金など行政のさまざまな支援情報を掲載しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/

he8/kanachamomile/top.html





「かながわひとり親家庭相談LINE」

神奈川県にお住まいの、ひとり親家庭の方を対象に、仕事、お金、子育て、教育費などの不安や離婚に伴う悩みなど、さまざまな相談を無料でお受けします。

お子さまからの問合せも受け付けます。

ご相談は匿名でも可能です。

ひとり親家庭の方向けの相談窓口を開設しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioyakatei/ kanagawahitorioyakateisoudannline.html



福祉事務所の連絡先

平塚市こども家庭課	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111(代表)
鎌倉市こども相談課	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3897
藤沢市子育て給付課	藤沢市朝日町1-1	0466-50-3580
小田原市子育て政策課	小田原市荻窪300	0465-33-1453
茅ヶ崎市こども政策課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-81-7169
逗子市子育て支援課	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111(代表)
三浦市子ども課	三浦市城山町1-1	046-882-1111(代表)
秦野市子育て総務課	秦野市桜町1-3-2	0463-82-9608
厚木市子育て給付課	厚木市中町3-17-17	046-225-2241
大和市こども総務課	大和市鶴間1-31-7	046-260-5608
伊勢原市子育て支援課	伊勢原市田中348	0463-94-4633
海老名市こども育成課	海老名市中新田377	046-235-4504
座間市こども家庭課	座間市緑ケ丘1-1-1	046-252-8025
南足柄市こども育成課	南足柄市関本 569	0465-73-8028
綾瀬市こども未来課	綾瀬市早川550	0467-70-5664
平塚保健福祉事務所	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130(代表)
鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900 (代表)
小田原保健福祉事務所	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)
厚木保健福祉事務所	厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	開成町吉田島2489-2	0465-83-5111 (代表)
平塚保健福祉事務所 茅ケ崎支所	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	0467-85-1173

神奈川県 ひとり親家庭のみなさんへ 検索



